

平成29年 1 月 25 日

第95回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第95回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年1月16日
告示番号 遠野市農業委員会告示第1号
会議年月日 平成29年1月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩

農地係長 千葉芳治

本日の案件 第95回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後2時

議 長

【開会】

それでは、まだ1月中でございますので、改めまして新年明けましておめでとうございます。今年の冬は、雪は少ないのですが厳しい寒さが続いている昨今であります。豊作の年であればと念願するところであります。新年初総会にあたりまして、少々時間を頂戴いたしご挨拶を申し上げさせていただきます。

1月の13日でございますが岩手県農業会議常設審議委員会に出席をした折に、東北農政局岩手県拠点の吉田参事官に「農業競争力強化プログラム」と題してお話を伺ったところであります。

1つに土地改良制度の見直しとして、農地集積バンクが預かっている農地のほ場整備は所有者の負担なくして事業ができる、かつ、事業同意を要しないという内容で検討されているようであります。皆様ご存じのとおり事業をやる場合には最高でも95%の補助率ですから5%は所有者の負担というのがあったわけでありすけれども、農地バンクにお貸ししている土地のほ場整備については所有者の負担がなく出来るようになる、ということと合わせて、事業する場合には事業者同意ということで85%以上の同意率をもって事業に踏み切るのが一般的であります、これも所有者の同意をなくして出来るというふうに考えているようであります。

2つ目として飼料用米の推進ということでありました。これは主食用米の過剰傾向が続くということでこのまま行くと米の価格が下がるということも懸念されることから、国としては飼料用米の作付けを推進しているということでありましたが、ただし、ここに規制改革会議、有識者会議ですけれども、こちらのほうから、何故農家だけを過保護にするのか、というお話が出ているというのも事実なようでありまして、国で考えているのはどうやら55,000円から105,000円の単価がありますけれども、1反歩あたりの基準数量の底上げをねらって農家への税金を減額させていくという狙いがあるというお話もされておりました。また昨日説明がありましたけれども、遠野にも行って説明がありましたが、経営所得安定対策10アール当たり7,500円であったわけですが、これが30年をもって終了するというので、この制度がなくなると本当に農家が大変だということになるわけですが、上京した折に農業委員会会長大会等にも行って県選出国會議員の皆様にもお願いをしてきましたけれども、壊滅的打撃を受けると、ますます耕作放棄される方が出てくると訴えてまいりました。これは全国的にそうだと思ひましてこれに代わるものとして収入保険制度への移行ということで昨日説明があったところであります。農家はやはり捨ててはいかない、きちんと保護していくというのが国の考えということで若干ではありますけれども安心をしているところであります。

一方で、今日の地方新聞の記事にもありましたが、農地中間管理機構による集積が進んでいないというニュースがありました。これは参事官のほうからもその課題がお話されておりましたけれども、なぜ進まないのかということですが私は当然のことというふうに冷静に冷めた気持ちでお聞きしました。集積しても所得が低いのですからこれににくいについてこない。このことを国の職員もペーパーだけで事業制度を作っておって農家の実態というものは理解されていないというところを感じますけれども、1人が訴えても農業委員会全員で訴えても国のほうではこれに目を向けていただけない、ということですが岩手県の場合は目標の半分しか今年集積になっていないそうです。昨年岩手県では全国でもトップレベルに集積が進んでいるという記事がありましたが、宮守川上流とか、こがらせ農産、猫川左岸というところが出てくると思いますが、こういうところのほ場整備の実施地区が農地をお貸ししたということで集積が進んだわけでありすけれども、それ以外がなかなか、ほ場整備した所以外は進んで来ないだろうなと思っていただところそのとおり、目標の半分位にしかならないということをお話されておりました。更に相続の未登記が指摘されました。全国で国内の農地の25%が未相続なそうです。岩手県にあっては30%ほどが未相続という現状です。この未相続はどういうふうに影響するかということですが、農地の所有権移転が出来ないということになりますし、貸し借りも、相続になってないわけですから、経営基盤強化促進法で貸し借りする場合も2分の1以上の相続権者の同意がなければ出来ないわけですから進まないのは当たり前だということで、今年の農業委員会の業務、これは今年と言わなくても農業委員会の業務なわけでありすけれども、未相続登記の推進

ということが挙げられるなど感じられてきたところでもあります。ちなみに、皆さんでやりませんかとお話をしたところでどれだけ難しいかということがありますので、私も1月になって2件に挑戦してみました。ところが、大変難しいです。1つは高齢の90歳過ぎた方の所有者がおられると、100歳まで続けていければ良いのですがなかなかそうもいかない。この方には相続権利者になる子供さんに不明の方がおる。そうしますと相続が出来ないということになりまして、現時点で生前一括贈与をしませんかということをお勧めしたところ、その高齢の方はやむを得ないという判断を示したわけですが、贈与税が大きいということから、そっちにも影響するということで、控除になる110万までの額で贈与をしていくことを続けて行こうと、それで危ないという時には一気に相続するだけの、少しでも続けたことによって贈与税が安くなるということで、勧めているところでもあります。もう1件は6年前に所有者が若くして亡くなりまして奥さんは動揺してしまって相続登記するということさえ知らなかったということで、私の地区なのですが、貸し借りも勧められない、ということでその方に相続をお勧めしました。ところが、相続の権利者である子供さんたちが一斉に権利放棄ということでこれも進まない。それで、権利放棄して一度奥さんに相続登記をしてそして亡くなった方の弟さんに贈与をするということで勧めております。この方は贈与税も支払うならそうしていただきたいということでしたからトントンと進んだということでありまして、農業委員が重点的にやらなければならない業務だということになりますので、農地台帳、農家台帳は農業委員会に常設してあります。これを農業委員の立場で自由に見ることができますので、どうぞ相続登記いつ頃だというのを見ながら確かめながら相続を勧めていただければというふうに思うところでもあります。

大変長くなりましたが今年は農業委員の皆様にとって良き年でありますようにご祈念を申し上げます。

議長

それでは、ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行いますので、ご起立願います。先唱を19番、小向幸子委員におねがいします。

19番委員

それでは、前段を読み上げますので後段のご唱和をお願いいたします。
 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)

議長

【会議成立宣言】

本日の出席委員は、27名であります。定足数に達しておりますので、直ちに第95回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。16番 菊池由雄委員、17番 北湯口進委員、24番 濱田平八郎委員、29番 菊池康祝委員から欠席する旨の届出があり、これを了承しましたので報告します。

議長

【会長報告】

続いて会長として出席いたしました会議等について、ご報告いたします。
 12月28日、平成28年仕事納めの式ということで事務局職員に労をねぎらったところがあります。

平成29年1月4日は平成29年仕事始めの式。今年1年の仕事を頑張りましょうということで訓示を申し述べさせていただきました。

1月8日は平成29年遠野市消防出初式に出席をさせていただきました。威風堂々の分列行進を拝見しまして本当に力強く思ったところでもあります。

1月13日が先ほどお話ししました岩手県農業会議常設審議委員会に出席をいたしました。この中で感じたことは、農地転用の案件が常設審議委員会で判断をして岩手県に対して意見を申し述べるわけではありますが、市町村ごとにこれで大丈夫かという案件も上がってきている状況でありまして、吟味をしていかなければならないなと心しているところでもあります。

1月15日には農事組合法人かみごう農産設立総会に出席をいたしました。3番目の法人ということですが、農業委員の山崎登久昭委員が代表理事ということで指導力を発揮し設立までこぎつけたということでありました。

1月17日は耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業における現地審査ということで、明治大学の先生、更には全国農業会議所の職員等々が来て、遠野市で行っている耕作放棄地解消対策についてお聞きをしたところでもあります。この中で少し耳を引かれたことは、遠野市以外の市でありますけど、競争している市ですから市町村の名前は出ませんでしたけど、今、農地集積をして、集約をして再配分するに当たって、再配分するまでの間は農協が出資法人を作ってそこで還元をして使いやすくして担い手に配分するというふうに行っているところがあるようであります。これはすごい耕作放棄地解消に繋がっているだろうなと感じ取ったところでもあります。この考え方には同感でありまして大学の先生とは色々なやり取りができたところでもあります。3市町村と聞いていたのですが、4市町村が今のところ全国で頑張っている市町村として挙げられていたところでありました。

以上、私が出席させていただいた会議等について説明をさせていただきました。

【事務事業経過報告】

議長

続いて、今月の農業委員会事務事業の経過については、事務局長に説明を求めます。

事務局長

それでは事務事業経過報告をいたしたいと思いますが、お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書を配布してございます。これに基づきながら順次報告をいたしたいと思います。

1月10日、農地法等申請締切日でございました。それに基づきまして、その申請内容に基づきまして、1月16日に農地転用等現地確認調査を市内一斉に行ってございます。なお、農地転用現地確認が行われた内容につきましては本日議案として上程しているものでございます。1月18日、ポラーノの会総会及び女性農業委員研修会が開催されまして、恵美子委員、小向委員、田中委員、3名の女性農業委員で出席していただいたところでございます。1月20日、平成28年度いわて農林水産躍進大会でございまして、会長職務代理者、奥寺委員に出席をしていただいております。1月23日は、第8回遠野市農林水産振興大会地区協議会が9地区一斉に開催されまして、各地区の農業委員さんにおかれましては各地区の協議会に出席していただいたところでございます。そして本日第95回総会でございまして、総会終了後につきましては、遠野市農業委員会だより編集委員会会議を開催する予定でございまして。

1月26日以降の主な行事予定でございまして、1月28日、経営戦略セミナーでございまして、これには会長職務代理者、似田貝農政専門委員長、奥寺農政専門副委員長の3名が出席ということで申し込みがあったところでございまして。2月6日でございまして、第16回遠野地方Y・Y・Y発信フォーラムでございまして、会長にご案内が参りまして会長が出席する予定でございまして。2月10日、農地法等申請締切日でございまして。2月13日、岩手県農業会議常設審議委員会が開催される予定でございまして。会長が出席の予定でございまして。また、引き続きにならうかと思いますが、2月13日から14日、農業委員会会長研修会が盛岡市で開催の予定でございまして。2月15日が農地転用等現地確認調査日の予定でございまして。2月15日を基本といたしますが件数が多くなった場合は2月15、16日になる可能性もあることもお含みおきいただければと思われまして。2月23日、第96回遠野市農業委員会総会の予定となっております。時間につきましては通知でご判断をいただければと思っております。以上でございまして。

追加ですが、1月17日の耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業における現地審査でございまして、会長と奥寺委員、田中委員、その時に先ほど会長のほうからお話がありましたが現地審査ということで耕作放棄地解消活動をいたしました菜の花、そして今年度実施いたしましたエゴマについて奥寺委員、田中委員にもご協力をいただきました。以上でございまして。

【専決処分等の報告】

議長

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告します。

事務局長

それでは報告第1号についてご説明いたします。議案書1ページ、2ページでござい

	<p>す。農地法第3条3第1項の規定に基づき、相続等によって権利を取得された10名の方からの届出でございます。本案件につきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定によりまして、平成29年1月12日に会長が専決処分いたしましたので届出者に受理通知書を交付いたしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局長から報告しました案件について、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第2号、農地法第4条第1項及び第5条第1項許可申請の取下願は了として専決処理いたしましたので、事務局その内容を報告願います。</p>
農地係長	<p>3ページです。報告第2号、農地法第4条第1項及び第5条第1項許可申請の取下願に係る専決処分の報告について、でございます。農地法第4条第1項及び第5条第1項規定による許可申請の取下願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものでございます。</p> <p>事業者 ●●町 ●●●●、貸人 ●●町 ●●●●、3筆、4,013㎡に■■■■を目的に申請していたものですが、申請後に近隣住民に事業説明したところ、飲用水として使用している地下水があることが判明し、生活用水が事業実施により確保出来ない恐れがあることから、事業を断念するしかないと判断し申請を取り下げしたいとの申し出があったものでございます。以上報告いたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第3号、農地法第3条第1項、農地法第4条第1項及び第5条第1項許可処分の取消願は了として専決処理いたしましたので、事務局その内容を報告願います。</p>
農地係長	<p>4ページです。報告第3号、農地法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報告について、でございます。農地法第3条第1項、農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取消願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものでございます。</p> <p>番号1番、事業者 ●●町 ●●●●、1筆293㎡に、居宅の老築化に伴い一般住宅の建築を目的として平成●年●月●日に転用許可を受けていたものでございますが、その後母の介護費と将来の生活費に不安を感じ住居の新築を取りやめリフォームに変更しようとするためのものです。</p> <p>番号2番、3番について、でございますが議案第65号1番と関連いたします。始めに経過についてご説明いたします。番号2番と3番の土地 ●●町●●●●地割●-●と議案第65号1番の土地 ●●町●●●●地割●-●は隣接地で、それぞれの土地で昭和●年に住宅建築、昭和●年に作業所建築で農地転用許可を受けていたものです。その後、住宅は建築されましたが作業所建築は未着手となっていたものでございます。平成●年●月●日許可となりました件につきまして、●-●は農地、●-●は住宅が建築されている土地と判断し、●-●の、以前農地転用許可を受けていた土地の農地転用事業計画を農地に変更し、3条で所有権移転をしようとしたものでございます。申請者が平成●年●月●日の許可後、土地家屋調査士に●-●の家屋建物保存登記、●-●と●-●の所有権移転登記を依頼して測量を実施したところ、住宅が●-●に建っているとの結果になったものです。これに伴い、平成●年●月●日に許可を受けておりました●-●の農地転用事業計画の農地への変更、及び3</p>

		<p>条の所有権移転の許可取消願が提出されたものでございます。また議案第 65 号 1 番の土地 ●-●について、農地転用許可を受けていた土地の事業計画を農地に変更し、3 条で所有権移転しようとするための申請が出されております。事務局でも申請された土地が未国調であり、市の備付図、航空写真、固定資産課税台帳で確認しましたが、●-●の農地 ●-●の住宅が建築された土地と誤って判断してしまったものであり、許可を取り消し改めて新たに手続きをしようとするものであります。以上報告いたします。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>次に、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局その内容を報告願います。</p>
農地係	長	<p>5 ページです。報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、でございます。農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>1 番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。1 筆、3,393 ㎡。</p> <p>2 番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。計 5 筆、10,059 ㎡。</p> <p>3 番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。計 3 筆、9,043 ㎡。</p> <p>4 番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。1 筆、3,008 ㎡。</p> <p>5 番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。計 7 筆、7,018 ㎡。</p> <p>6 番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。計 2 筆、1,245 ㎡。</p> <p>7 番。借人、●●町、●●●●。貸人、●●町、●●●●。計 2 筆、1,486 ㎡。</p> <p>番号 1 番から 7 番全て農業経営基盤強化促進法の利用権の全部解約です。なお 1 番は自分で耕作するため、2 番は受託者の変更、3 番、4 番は集落営農組織へ農地を集積するため、5 番から 7 番は現在借人を調整中となっております。以上報告いたします。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p>
委	員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>よろしいですか。</p> <p>議長から確認させてください。5、6、7 について、借人も認定農業者であると思えますけれども、新たに借人を探しているということでしたが、何か理由があつての解約なのか、離れていて、遠隔地で仕事がしづらいつつとか、もし分かっていたら。</p>
農地係	長	<p>お答えします。合意解約の理由書に記載されているものにつきましては用水の不便等があつて耕作未定だということで、解約の理由に記載されているものであります。</p>
議	長	<p>よろしいですか。それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己又は同居の親族若しくは、配偶者に関する事項について、該当委員はその議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなりますので予めご了承をお願いします。</p>
議	長	<p>【日程第 1】</p> <p>日程第 1 についてお諮りいたします。議事録署名人名並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第 13 条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>

議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 62 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
委員	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第 3】 続きまして、日程第 3、議案第 63 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。
事務局長	議案第 63 号、農地利用集積計画の決定についてご説明いたします。説明につきましては新規案件のみといたしまして、番号、利用権の設定をうける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読みあげて説明させていただきます。10 ページでございます。 2 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●、面積 2,956 m ² 、契約期間 6 年。 4 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●外 1 筆、合計面積 4,880 m ² 、契約期間 10 年。 5 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●-●、面積 1,798 m ² 、契約期間 10 年。 11 ページです。 9 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●外 3 筆、合計面積 7,425 m ² 、契約期間 3 年。 10 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●、面積 2,714 m ² 、契約期間 3 年。 12 ページです。 12 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●-●外 2 筆、合計面積 5,494 m ² 、契約期間 5 年。 15 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●-●、面積 2,800 m ² 、契約期間 3 年。 13 ページです。 18 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●-●外 2 筆、合計面積 3,110 m ² 、契約期間 3 年。 19 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●-●、面積 4,261 m ² 、契約期間 5 年。 20 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●-●、面積 6.6 m ² 、契約期間 5 年。 22 番。利用権の設定をうける者、●●●●。利用権を設定する者、●●●●。●●町●●地割●外 2 筆、合計面積 9,679 m ² 、契約期間 4 年 11 か月。 ご審議方よろしく申し上げます。
議長	説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
30 番委員	30 番、佐々木です。今朝の岩手日報見ましたら農地集積が計画より進んでいないということが載ってました。その点は、平場の方は進んでいますが中山間地帯は進んでいない、という記事が載ってました。今日の農地利用集積計画の中身についてですが、これほとんど平場の話ですか、それとも中山間地帯も入っているのですか。
事務局長	今朝の岩手日報につきまして、冒頭で会長からもご挨拶にありましたが、農地集積がなかなか進まないということです。岩手日報の記事につきましては、農地中間管理事業中心

農地係長	<p>17 ページです。議案第 66 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1 番。土地の所在地、●●町 1 筆 70 m²。申請人、●●町、●●●●。利用の状況は、平成●年●月に農作業小屋を建築、農地法施行規則第 29 条第 1 項に規定する 200 m²未満の農業用施設は農地転用の制限の例外に該当するもので、現在宅地として利用しているものでございます。</p> <p>2 番。土地の所在地、●●町 1 筆 39 m²。申請人、●●町、●●●●。利用の状況及び手続きを怠っていた理由等は、明治 3 年から宅地への進入路として利用し現在に至る、相続で取得したため農地の認識がなかったものでございます。番号 2 番は、住宅の建て替えに伴い土地を確認したところ農地であったことが判明したものでございます。</p> <p>以上 2 件、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果等の説明を求めます。●●地区担当委員お願いします。</p>
13 番委員	<p>1 番ですが、秋に現地確認してきました。その時に 1 度審議していただいた件ですけども、面積が小さい所で、その時許可していました。こういう形で再度申請が上がってきた次第で、面積が小さいということで、何ら問題ないです。</p> <p>2 番ですが、現地確認を事務局 2 人と担当農業委員、5 人で見てきましたけれども、道路と自宅の庭との境がごくわずかです。現在木が細長く植えられている状況で、農地として再利用できない状態です。現在庭として使っておりますので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
委員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 66 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第 7】 日程第 7、議案第 67 号「非農地証明願の承認について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第 67 号、18 ページでございます。非農地証明願の承認についてを説明いたします。平成 28 年度農地パトロール利用意向調査で判明した荒廃農地（B 分類）について、平成 28 年 11 月 4 日付で非農地判断する旨の通知を送りましたところ、土地所有者から非農地証明願が提出されたので、農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地であることの承認を求めるものでございます。番号、土地の所在地、面積、願出者の順に読み上げてまいります。</p> <p>1 番。●●町●●●●地割●-●、畑 2,975 m²、外 2 筆。合計面積 19,034 m²。●●町、●●●●。</p> <p>2 番。●●町●地割●、田 39 m²。●●町、●●●●。</p> <p>3 番。●●町●●●●地割●、畑 416 m²、外 3 筆。合計面積 4,328 m²。●●町、●●●●。</p> <p>4 番。●●町●●●●地割●-●、畑 1,210 m²、外 16 筆。合計面積 34,958 m²。●●市、●●●●。</p>

	<p>なお、土地の所在地、地目等、詳細につきましては、19 ページ 20 ページに詳細な資料を提供してございますので、ご参考いただければと思います。説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。19 ページ、20 ページに詳細について記載してあります。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 67 号非農地証明願の承認については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】 それでは、その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
4 番 委 員	<p>報告事項 1 について確認します。報告事項 1 の相続の案件がありますが、5 番と 8 番の相続した人たちが●●県と●●県ですが、遠くにいた人が相続したわけですが、その農地は今誰かに貸しているとか、これからどのようにして相続した人が継続していくのか、確認したいと思います。</p>
事 務 局 長	<p>ご質問のとおり、遠方でございます。親類の方に管理をお願いするということで、お話を伺ってございます。</p>
議 長	<p>補足をさせていただきたいと思いますが、以前から相続権発生した場合には届出しなければならない義務があります。従って、相続者の代表、この方はこの面積を受け取るということで届出があったということでありまして、ご指摘のとおり●●県、●●県となりますと遠方であるから通作はおそらく不可能に近いと思われま。従って冒頭、局長が説明をしておったわけですが、地区担当委員の皆様はこの資料を見てどうするのか、貸し借りをするのか、所有権移転をするのか、そういう風な活動をしていただければと考えます。親戚にお願いすると言っても、管理が行き届けばいいのですが、耕作放棄地の一番の原因が遠方の方々に所有権が移っているというのがありますので、この点に気を付けていただいて、買ってもらえないかと、農業委員に橋渡しをしていただければと考えます。</p>
2 番 委 員	<p>8 番の件ですが、貸し借り勧めましたね。</p>
議 長	<p>地区担当委員になるのでしょうか、8 番の案件は既に、遠方であるので、貸し借りで事務を進めているということでありました。このように勧めていただければ、今後円滑に管理されていくかと思えます。</p>
30 番 委 員	<p>先ほどの質問に類似しますけれど、中山間地帯の集積について、各農業委員と常に連絡を取って改善を計っていくと言いました。遠野市農業委員会としては中山間地帯が農地の全体でいくらかあるのか、それに対する対策は有るのか無いのか、問題点としてそれに対して検討しているのか。</p>
事 務 局 長	<p>中山間地域、山間ですが、詳しい割合までは出しておりませんが、今後何らかの形で山間の農地の対策が必要になってくると感じております。山間で、農地で、灌木が生えている非農地と見られているものにつきましては、非農地通知を出して非農地証明願が出され</p>

	<p>れば非農地判定をする、そしてそれをもって地目変更してもらうという形で進めておりますが、地域農業マスタープランを各地区で作っているわけですが、その考え方もありますし、これについては市と連携しながら中山間地域の、山間部の対策については検討していかなければならないと感じております。</p>
30 番委員	<p>実は新聞にあるように、農業委員の密な情報を基にして農地バンク等の連携を取りながら農地集積を進めていくというのが載っていましたが、その時に、遠野は集積が進まないと指摘を出された時に、中山間地帯がどの位あってと上層部が理解をしている人であれば良いけれども、理解を示しがたいと、まだ言えないとなった時に大変困る状況が起きるのではないかと勝手に推測して新聞を見ていましたけれども、そういったことがないように進めてほしいということです。</p>
事務局 長	<p>ご意見のとおりでございますので、その時は円滑に進められるように努力をしていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>私から補足させていただきますが、決して農業委員会が駄目だとか、国の有識者会議、政経会会議では、農業委員が活動しないから耕作放棄地が増えてくる、農地が集約できていないということの報道はありますけれども、これは暗になぜこのようになったのか原点を振り返ってみると、農政の政策が変わってきてしまった結果、担い手も農業後継者も出てこない、それは何かということ所得が低いということに原点はなろうかと思っています。ただそれを言ってもどうにもなりません、農地集積の中間管理機構は市町村が担当でありまして、農業委員会が介入は出来ない。私たち農業委員が何をやるかずっと前から話し合ってきたことは、8割を向こう10年で農地を集積しなさいというのが国の考え方ですから、これに向かって農業委員は、白紙委任という言葉を使っているのですが、地主さん、所有者からどなたに貸してもいいよというふうな紙を頂いてきて、それを農地中間管理機構が集めて3年後に集約・集積、いくら離れていても面積の集積になります。でもこれをやっているところまでの経営基盤強化促進法でやっていたように、経営基盤が出来上がる。ということから集約をしてください、というのが大事なことなので農業委員は橋渡しということで農家から出来るだけ白紙委任を頂いて農地集積バンクにお渡しをして、バンクでは集約をして貸し出すということになろうかと思いますが、ところが中山間地帯では例えば自分が中山間地帯に居る農家だとしたら借り受けるのでしょうか、という課題が出てきます。維持管理するのに草刈りとか大変な労力があります。この点を克服していかなければならないということですから、市町村の政策とマッチングしていかないと中山間地帯の農地の集約は進んでいかないだろうなと思っているところでして、各種会議ではそういったところを訴えさせていたいただいているところであります。</p> <p>大変良いなというご意見を頂きました。その他ないでしょうか。</p>
18 番委員	<p>18番、阿部です。参考のために教えて欲しいことがありまして、河川敷、愛宕橋の前後を伐採して今片づけてはいるのですが、何かの事業で伐採をしているのかということと、年度年度で上に行ったり下に行ったりやっていくような考えなのか教えて欲しいです。</p>
議 長	<p>私の方から。今、台風10号災害によってかなりの土石流、又は間伐した灌木等が流れてきた、というのが大分ありました。それを踏まえて、今岩手県土木部の方では河川敷の流木を伐採しようということで予算化をしているところです。ちなみに、達首部の、私の地域の2級河川達首部川でも伐採が進められていて、その事業ではないかと思っております。順次予算を取って、予算化して、そういう河川敷の流木伐採が進んでいくのではないかと思います。</p>
30 番委員	<p>先ほど話したことと類似するけれども、実際に水田稲作をやっている方が、70近くになりまして、農地の性質土壌が湿地地帯でコンバイン入れれば斜めになって動けなくなる、それを今まで湿地用の機械を用いてやってきたけれども、年齢的に先々無理だからこれをB分類にしたいと相談があったわけですが、そういった場合に申請用紙が何かで農業委員会</p>

	<p>に出してもらって現地パトロールするのかなのか。その辺を聞かせてもらえれば。</p>
22 番委員	<p>そういう事はこの場じゃなくて事務局に行って聞いて発言するべきじゃないの。自分で、農業委員会の事務局或いは農業振興課に行って聞いて、農家の方のために、担当地区から出ている問題ですから、私たちの分からないことは皆に聞いても分からないでしょうから。農業振興課とか農業委員会に聞いた方が良くと思います。</p>
議 長	<p>今、議事進行というよりご意見的発言ございましたが、若干誤解があるのではないかと考えられますから一言発言させて頂きたいのですが、非農地にしたいから申請ということはございません。私たち農業委員は農地をあくまでも農地として守っていかなければならない役割があります。ただ、現状として、行って見たならば地目は農地だったのだけれどももう農地に返せない、そういう所はやむを得ずB判定として非農地通知を出して地目変更するというのが国の制度で認められていることですが、農業委員会が非農地としますよ、なんてことは指導出来ないということになりますから、その辺を誤解なきようお願いしたいと思います。あくまでも農業委員が歩いて現状を見た時において農地だったはずが、地目は農地だったけれども、荒れている。本来は農地に戻してくださいというのが私たちの役割。が、とても抜根等は無理だ、難しいだろうなということでB判定して非農地通知をするかどうかを委員会で議論するところですから、その辺をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>その他ございませんか。</p>
委 員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>事務局からは。</p>
事 務 局 長	<p>皆さんのお手元に、封書の中に入れておりますが、岩手県の農業会議だよりと全国農業新聞の見本と、農業委員さんの数の分だけ全国農業会議所、県の農業会議の方から届いてございますので、それをお配りしましたので、是非業務の参考に役立てていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から報告あったことにつきまして質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>慎重審議いただきましてありがとうございます。以上をもちまして、第95回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>午後3時22分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年 月 日

遠野市農業委員 番_____

同 番_____

遠野市農業委員会会長 _____

